竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の基本的認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木

宗男

## 竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の基本的認識に関する再質問主意書

は、 てきた。昭和二十九年以降の大韓民国による竹島の占拠は不法占拠であり、政府は、 がなされている。 の閣議決定に基づき竹島を島根県に編入して竹島を領有する意思を再確認した上で、竹島を実効的に支配し とも十七世紀半ばには、 我が国が抱える領土問題には北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。 平成十八年五月十二日に閣議決定された政府答弁書 累次にわたり抗議を行うとともに、 北方領土問題と竹島問題の二つである旨の答弁がなされている。 また、 竹島の領有権を確立していたと考えられ、 昨年十一月六日に閣議決定された政府答弁書 竹島の領有権に関する我が国の立場を申し入れている。」との答弁 (内閣衆質一六四第二三六号)では 明治三十八年以降も、 右と「前回答弁書」 (内閣衆質一七三第二九号)では、 と、 我が国が抱える領土問題 大韓民国政府に対し 同年一月二十八日 「我が国は、 (内閣衆質 七四四 遅く

るか、 11 るかと問うたところ、 前回質問主意書で、 また、 竹島が我が国固有の領土である歴史的、 鳩山由紀夫内閣として、大韓民国による竹島の占拠は不法占拠であると認識してい 「前回答弁書」では「先の答弁書 法的根拠につき、鳩山内閣はどの様な認識を有して (平成十八年五月十二日内閣衆質一六四第二三

第三一八号)

を踏まえ、

再質問する。

二 本年三月二十六日の衆議院外務委員会において岡田克也外務大臣は、 韓国による竹島の占拠は不法占拠であるとする認識に変わりはないか。 で触れた様に、 であると認識しているかとの質問に対し、最後まで「不法占拠」という言葉を使うことはなかった。 民 六号)一及び四についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、 のではなく、 ・公明政権により作られたものである。 政権交代をして新たに生まれた鳩山内閣の言葉を用いて、 前政権は韓国による竹島の占拠は不法占拠である旨明言していたが、 右の様に「先の答弁書…でお答えしたとおりである。 韓国による竹島の占拠は不法占拠 ある、 右の問いに答えることを求める。 ないのどちらかによる明確 鳩山政権としても、 右の答弁は、 」とする 前文 前自

 $\equiv$ 学基地を建設することも計画していることが報じられている。 の様な対応をとっているのか明言を避けていた。 衆議院外務委員会においても取り上げられたが、 現在韓日 更に既成事実化を進める狙いの下、行われているものと思料する。右について、本年三月二十六日の 国政府は、 竹島に設置しているヘリポートの大規模改修計画を進め、 岡田大臣はじめ外務省政務三役は、右に対して同省がど 同省として、 韓国政府が我が国固有の領土である竹島に 右は、 同国政府が竹島の実効支配を強化 同時に、 竹島周辺に海洋科

な答弁を求める。

設置したヘリポートを大規模に改修し、 また周辺に海洋科学基地を建設しようとしていることに対し、具

体的にどの様な対応をとっているのか、 国民に明らかにすることを改めて求める。

右質問する。